

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

- 〇〇 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【第一条関係】 1
- 〇 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）（抄）【第二条関係】 17

改 正 案	現 行
（職員） 第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第五号から第七号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一、六 （略）	（職員） 第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。）とする。ただし、第五号から第七号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者 二 地方公務員法第五十五条の二第五項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により休職者とされた者 二の二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者 二の三 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者 二の四 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者 三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条

七 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの
イ (略)
(削る)

ロ (略)

2
(略)

の規定による勤務をしている者を含む。)

四の二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された者

五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

六 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

七 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)

第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。第四十二条第一項第十一号ロにおいて同じ。)について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

2
法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。)とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休

(給付に要する費用等の算定方法)

第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項及び第三項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項において「前期高齢者納付金等」という。）、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（次条第一項並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項において「後期高齢者支援金等」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2
6 (略)

業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者
三 地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める規定により採用された者

(給付に要する費用等の算定方法)

第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項及び第三項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

3 組合の子ども・子育て支援納付金（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による

子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における子ども・子育て支援納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

4 組合の退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第六項及び次条第五項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項、基準利率の状況及びその見直し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができ。

一 組合員のうち退職した者及び公務以外の理由により死亡した者の数の組合員の総数に対する年齢別の割合

二 退職等年金給付を受ける権利を失った者の数の退職等年金給付を受ける権利を有する者の数に対する退職等年金給付の種類別及び受給者の年齢別の割合

三 組合員の年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合

5 総務大臣は、前各項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

6 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合

(国の職員の取扱い)

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百二十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。)とする。ただし、第九号から第十一号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

一 十 (略)

会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

(国の職員の取扱い)

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百二十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。)とする。ただし、第九号から第十一号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第二条第一項の規定により派遣された者

三 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員(同法第二十二條の規定による勤務をしている者を含む。)

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第八条第二項に規定する交流派遣職員

五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十一条第一項の規定により派遣された者(国の組合の組合員となつた者、公立学校共済組合の組合員となつた者及び法第四百二十四条の三第一項に規定する団体職員となつた者を除く。)

六 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

十一 前三号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない
国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ (略)

(削る)

ロ (略)

2・3 (略)

七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

八 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者

九 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

十 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

十一 前三号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

2 法第四百二十二条第一項に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家

附 則

(特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置)

第四条 当分の間、地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される第二条第一項第七号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で

公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項の規定その他主務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された者であつて総務大臣が定めるもの

3 国の職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項第五号」とあるのは「第四十二条第一項第九号」と、「地方公務員」とあるのは「国家公務員」と、「同項第六号若しくは第七号に掲げる者」とあるのは「同項第十号若しくは第十一号に掲げる者」と、同条第二項第一号中「地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第六十條第一項」と、同項第二号中「地方公務員法第六十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定その他主務省令で定める」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第七條第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七條第一項の」とする。

附 則

第四条から第十条まで 削除

- 定めるものを除く。）について法第四十三条第八項及び第二十二
条の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以
下この条において「特定減額特例対象者」という。）については
、法第三十九条第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該地方
公共団体又は特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合を
いう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。
- 2 前項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより特定
組合に申出をした特定減額特例対象者は、特定組合の組合員とす
る。
- 3 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日
から、同項の規定による組合員の資格を取得する。
- 4 組合員が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一
の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に引き続き使用される
場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当する
に至った日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす
。
- 5 第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみ
なされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合
員」という。）は、いつでも、主務省令で定めるところにより特
定組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失す
ることができる。
- 6 特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに
至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得
したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格
を喪失する。
- 一 前項の申出が受理されたとき。
- 二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。
- 三 死亡したとき、又は退職したとき。
- 7 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当し
なくなつた日から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独
立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合

における法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第四条第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

8 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第四十条第一項、第二項及び第四項、第四十三条第七項及び第八項並びに第四十八条第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。

9 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十三条第二項並びに第一百十四条第一項及び第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同日に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第五条 前条の規定は、法人等（組合、連合会、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。附則第三十五条の三及び第三十五条の六において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員に」とあるのは「職員に準ずる者として主務省令で定める者に」と読み替えるものとする。

第六条から第十条まで 削除

(介護納付金の納付に要する費用の負担の特例)
第三十五条の二 (略)

(特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例)

第三十五条の三 法附則第三十一条の三の政令で定める者は、特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員(次の各号のいずれにも該当する者をいう。次条から附則第三十五条の六までにおいて同じ。)とする。

一 第二条第一項第七号に掲げる者(法人等に使用される者にあつては、同号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者

二 標準報酬の等級(法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による標準報酬の等級をいう。附則別表において同じ。)が第一級から第九級までの等級である組合員

第三十五条の四 次の各号に掲げる特定地方独立行政法人(既にこの項の申出をした特定地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、当該各号に定める日(第四項及び第五項において「申出基準日」という。)から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより特定組合(当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。同項において同じ。)に申出をした場合は、法第百十三条第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当分の間、特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る特定地方独立行政法人の負担すべき同項第一号及び第四号の負担金(標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、第六項及び第七項において「短時間組合員に係る負担金」という。)の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合(以下この項及び附則別表において「増加負担

(介護納付金の納付に要する費用の負担の特例)
第三十五条の二 (略)

(新設)

(新設)

割合」という。)に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率(短期給付(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。))及び福祉事業に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に二を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。第四項において「負担金調整額」という。)は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和四年政令第二百六十六号。以下この項及び次項において「令和四年改正政令」という。))附則第三条第四項の申出をした特定地方独立行政法人 当該申出が受理された日

二 当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者(令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定勤務者をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。)の総数が常時十人以下の特定地方独立行政法人(前号及び次号に掲げる特定地方独立行政法人を除く。)) 令和十七年十月一日

三 当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人以下の特定地方独立行政法人であつて、令和九年十月一日以後に特定法人(令和四年改正政令附則第三条第八項に

2 規定する特定法人をいう。次項第一号及び第三号において同じ。 〃となつた特定地方独立行政法人（第一号に掲げる特定地方 独立行政法人を除く。） 当該特定法人となつた日 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特定地方独立行政法人は 〃同項の申出をすることができない。	一 令和八年十月一日において現に特定法人である特定地方独立 行政法人	二 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第二 項本文に規定する特定法人に該当しなくなつた特定地方独立行 政法人となり、その後同日までの間に同項ただし書の申出がさ れていない特定地方独立行政法人	三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四 項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらの うち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月 三十日までの間に同条第六項の申出がされていない特定地方独 立行政法人（この間に特定法人となつた特定地方独立行政法人 を除く。）	四 令和八年十月一日以後に設立された特定地方独立行政法人で あつて、当該設立された日において当該特定地方独立行政法人 に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えるもの	五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる特定地方独立行政法 人のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該特定 地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人 を超えていた特定地方独立行政法人	六 前項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当し たにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過し た日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該 当した特定地方独立行政法人に該当しなくなつた後に再び同項 各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当するに至 った特定地方独立行政法人 次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用
--	---	--	--	---	---	---

については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
令和十七年十月一日	以下	以下

4 特定地方独立行政法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該特定地方独立行政法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。

5 特定地方独立行政法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより、特定組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6 第一項の申出をした特定地方独立行政法人が、当該特定地方独立行政法人の負担すべき短時間組合員に係る負担金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の法第百十三条第二項第一号及び第四号の掛金及び負担金については、第一項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算し

て三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の申出をした特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員が組合員の資格を取得した月にその資格を喪失した場合の届出その他の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三十五条の五 前条第一項の規定の適用を受ける特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十から附則第三十五条の四第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。

第三十五条の六 前二条及び附則別表の規定は、法人等を使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる附則第三十五条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項
第一項第二号及び第三号	附則第三条第八項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第八項
第二項第二号	附則第三条第二項本文	附則第四条第三項において準用する令和

（新設）

（新設）

第二項第三号	附則第三条第四項	四年改正政令附則第 三条第二項本文
		附則第四条第三項に おいて準用する令和 四年改正政令附則第 三条第四項

(短期給付に要する費用の負担割合の特例)
第三十六条 (略)

(病床転換支援金等の経過措置)
第五十二条の三 令和十五年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは「「後期高齢者支援金等」という。」並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)
「と、第二十八条の二第一項並びに附則第三十条の二及び第三十条の四第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附則別表

一 附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の 等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五

(短期給付に要する費用の負担割合の特例)
第三十六条 (略)

(病床転換支援金等の経過措置)
第五十二条の三 令和十五年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは「「後期高齢者支援金等」という。」並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)
「と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(新設)

二 附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合									
第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬の等級
百分の二に二分の一を乗じて得た割合	百分の五に二分の一を乗じて得た割合	百分の九に二分の一を乗じて得た割合	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合	増加負担割合

○ 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）（抄）【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（地方公務員等共済組合法施行令（以下この項及び第八項において「地共済令」という。）第二条第一項第七号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、法第三十九条第一項並びに地共済令附則第四条第二項及び第四項の規定にかかわらず、組合（当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）の組合員（以下この条において「組合員」という。）としない。 2 令和十七年九月三十日までの間、特定法人に該当しなくなった特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該特定地方独立行政法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一・二 （略）	附 則 第三条 当分の間、特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（改正後地共済令第二条第一項第七号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、法第二条第一項第一号及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定地方独立行政法人の職員をもつて組織する組合（以下この条において「組合」という。）の組合員（以下この条において「組合員」という。）としない。 2 特定法人に該当しなくなった特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該特定地方独立行政法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意 イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

3
(略)

4 令和十七年九月三十日までの間、特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する特定地方独立行政法人を含む。）以外の特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

5
(略)

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する特定地方独立行政法人を含む。）以外の特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者（組合員及び特定四分の三未満短時間勤務者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意イ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間勤務者についての法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する

6 令和十七年九月三十日までの間、第四項の申出をした特定地方
独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定め
る同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特
定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受け
る旨の申出をすることができる。ただし、当該特定地方独立行政
法人が特定法人に該当する場合は、この限りでない。
一・二 (略)

7 (略)

8 この条において「特定法人」とは、特定地方独立行政法人であ
つて、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（七十
歳未満の者のうち、法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第
二項の規定により地共済令第二条第二項の規定が適用されない者
を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のもの
をいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定
の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の
区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日	二十人

る政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）附
則第三条第四項の申出が受理された日」とする。

6 第四項の申出をした特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げ
る場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地
方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者につ
いて第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。
ただし、当該特定地方独立行政法人が特定法人に該当する場合は
、この限りでない。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以
上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意
二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意
イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三
以上を代表する者の同意
ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三
以上の同意

7 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務
者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理され
た日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

8 この条において「特定法人」とは、特定地方独立行政法人であ
つて、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（七十
歳未満の者のうち、法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第
二項の規定により改正後地共済令第二条第二項の規定が適用され
ない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外
のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

（新設）

まで	令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日	まで
		十人

第四条 (略)

2 (略)

3 前二条の規定は、法人等の使用される者について準用する。この場合において、附則第三条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第八項

第四条 附則第二条第一項の規定は、改正後地共済令第四十条の二第三項及び第四十一条の二第二項の規定により読み替えられた改正後地共済令第二十四条の二第二項に規定する主務省令で定める者について準用する。

2 附則第二条第二項の規定は、法人等（法第三条第一項に規定する組合、法第四百一条第二項に規定する連合会、法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員であつて、施行日前に組合（法第四百一条第一項及び第二項並びに第四百一条の二から第四百一条の四までの規定により職員とみなされる者をもつて組織する組合をいう。）の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有するもの（法人等に所属している二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「規定」とあるのは「規定に準ずるものとして主務省令で定める規定」と、「所屬していた地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「所屬していた法人等（法第三条第一項に規定する組合、法第四百一条第二項に規定する連合会、法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。）」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法人等を使用される者について準用する。この場合において、同条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第八項中「前条

中「前条第二項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして主務省令で定める」と読み替えるものとする。

第二項」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二条第二項の規定に準ずるものとして主務省令で定める」と読み替えるものとする。